

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第3項
処 分 の 概 要：申出による免許の付与
原権者（委任先）：神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 第107条第2項（免許証の返納等） 道路交通法施行令第39条の2の3（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）、第39条の2の4（申請による取消しの基準） 道路交通法施行規則第30条の9（取消しの申請等）
審 査 基 準：（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：○ 神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課に申請した場合は申請の当日中 ○ 住所地を管轄する警察署に申請した場合は20日（行政庁の休日 は含まない。）
申 請 先：申請書は、住所地を管轄する警察署（管轄警察署が横浜水上警察署となる場合は加賀町警察署）又は神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課に提出してください。但し、横浜市内居住者のうち違反運転者講習、初回更新者講習に該当する方は、同運転免許本部運転免許課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課 （電話045-365-3111） 免許申請係 内線253 免許作成係 内線262
備 考：